

「杉並区奨学金」連帯保証人になれる方へ

杉並区奨学資金は、向学心がある区民で経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒本人に、学資金（奨学金）を無利子でお貸しする制度です。

● 対象となる学校

「高等学校」・「高等専門学校」・「専修学校（高等課程）」

● 貸付の種類

「月額奨学金」・「入学準備金」（いずれか一方だけでも可）

	月額奨学金	入学準備金
貸付内容	高等学校等に入学し、卒業するまでの期間、生徒本人にお貸しします。	令8年4月に高等学校等への入学が決まった生徒本人にお貸しします。
金額	国・公立 月額17,000円以内 私立 月額29,000円以内	国・公立 100,000円以内 私立 300,000円以内
貸付総額（※）	国・公立 712,000円 私立 1,344,000円	
申請受付期間	令和8年1月7日（水）～令和8年3月4日（水）	

※ 月額奨学金を36カ月分と入学準備金を上限まで借り受けた場合の総額

● 連帯保証人の要件 以下の条件をすべて満たす方

- ① 生徒本人と別世帯・別生計であること。
- ② 成年者で杉並区内に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること。
特例としてこの要件を満たす方がいない場合は、日本国内の同一住所に継続して1年以上居住している方でも可
- ② 一定の職業を持ち、または独立した生計を営んでいること。
- ③ 保証能力があること（60歳以下）。
- ④ 現在、他の杉並区奨学金の奨学生（兄弟等を含む）の連帯保証人になっていないこと。
また、奨学金の返還中でないこと。

- ・ この制度は、保護者にお貸しするものではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた生徒本人は、貸付終了後に必ず返還しなければなりません。教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする返還免除の制度はありません。
- ・ 生徒本人と連帯保証人に貸付金返還債務を負っていただきます（保護者ではありません）。生徒本人の返還が滞った場合、連帯保証人に返還していただきます。
- ・ 連帯保証人の期間は、貸付開始から貸付金の返還が終了するまでの間です。
- ・ 貸付金は、返還開始から最長10年間で完済していただきます。

生徒本人・保護者と連帯保証人の間のトラブルを避けるためにも、制度内容をご理解いただいた上で、連帯保証人として署名（自署）捺印をお願いいたします。

● 奨学金申請から返還終了までの流れ

申 請	・「申請書」の連帯保証人欄に署名（自署）捺印^(*)をお願いします。 ・杉並区外に居住の方が連帯保証人になられる場合は、<u>住民票（本籍・筆頭者記載のもの）</u>を添付していただきます。 ・生徒本人と保護者が、必要書類一式を区学務課に提出して申請が完了します。
貸付可否の決定	申請から1～2週間程度で、審査結果を通知します。
貸付可の場合	・連帯保証人宛に「決定通知（仮決定通知）」と、保証意思の確認のため「連帯保証人引受け同意書」をお送りします。 「連帯保証人引受け同意書」に署名（自署）捺印^(*)の上、下記担当宛に返信してください。
貸付否の場合	生徒本人にのみ結果を通知します。
貸付開始前	・生徒本人に「誓約書」をお送りします。 「誓約書」の連帯保証人欄に署名（自署）捺印^(*)をお願いします。
卒業（貸付終了）	・生徒本人から返還計画を記載した「借用証書」を提出していただきます。 「借用証書」の連帯保証人欄に署名（自署）捺印^(*)をお願いします。
返 還 開 始	・貸付終了月の1年後から、生徒本人に返還していただきます。（一括、年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で10年以内に完済） ・大学等に進学した場合、生徒本人が申請することにより返還を猶予することができます。その際は、連帯保証人が署名（自署）捺印^(*)した「返還猶予申請書」を提出していただきます。
返 還 終 了	生徒本人と連帯保証人宛に完済通知を送付します。

(*) 各書類に押印していただく印鑑は、必ず申請書に使ったものと同じ印鑑で押印してください。

貸付金返還金の滞納があった場合

- ・ 貸付終了時に生徒本人が提出する「借用証書」の返還計画どおりに返還がされなかった場合、督促等を行います。それでも返還がない場合は、連帯保証人に奨学金の返還請求を行います。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず期限までに返還されなかった場合は、延滞利子(年10.95%)を徴収することがあります。
- ・ 長期の滞納など著しい返還の遅れがあった場合、民間の債権回収事業者に債権回収を委託することがあります。委託したときは、連帯保証人にも通知します。民間の債権回収事業者が生徒本人に代わり連帯保証人に返還を請求することがあります。(生徒本人の保護者は債務者にはあたりません。)

個人情報の利用について

奨学金の貸付及び返還に関する事務は、税情報と住民基本台帳情報を利用します。これらの情報は奨学金事務に必要なものであり、目的以外には使用いたしません。

担当及び問い合わせ先

杉並区教育委員会事務局 学務課 就学奨励担当
電話 03 (3312) 2111 (代表) 内線 1625・1626